

Q&A ご質問と回答  
 中小企業海外展開支援事業～基礎調査・案件化調査～

項目	No	Q	A
本事業全般について			
全体	1	対象国が複数、製品が複数ある場合はどのようにすれば良いか？	対象国は、原則1か国です。複数の製品の活用は可能です。
全体	2	次回の公示はいつになるのか？	秋を予定しています。
全体	3	前回の倍率を知りたい。	約3～5倍でした。
全体	4	バングラデシュが対象外となった理由を知りたい。	昨年発生した大規模なテロ事件後、状況が大幅に改善されておらず、現地において行動制限、受入人数の制限を行っている現状を鑑み、外務省とも協議した結果、今回は募集対象外となりました。
全体	5	カウンターパートに説明する上で、英語の説明資料はあるのか？	英語の資料はHP上に掲載しています。 <a href="https://www.jica.go.jp/sme_support/ku57pq00001jx2al-att/a1461138296391.pdf">https://www.jica.go.jp/sme_support/ku57pq00001jx2al-att/a1461138296391.pdf</a>
全体	6	提案企業はメーカーでなくても応募は可能か？	提案いただくのは製品だけでなく、技術、サービスも含まれるため、応募可能です。
全体	7	販売実績はなくても応募は可能か？	応募可能です。
全体	8	どの程度の事前情報収集が求められるのか？	厳密な定めはないが、倍率も高くなっているため、可能な限り事前情報収集をして企画書の完成度を上げることをお勧めします。
全体	9	【案件化調査】 機材を調査対象国に持って行った場合、持ち帰るのが原則とのことだが、契約時の段階で、例外的に機材を持ち帰らないとすることは認められるのか？	案件化調査で持ち込んだ機材は持ち帰ることが原則です。なお、個別に事情を鑑みて特例措置を取るかどうか判断します。
全体	10	【案件化調査】 プレ公示で紹介があった中堅企業の取り扱いについて、公示時点では対象外となったが、今後対象となる可能性があるのか？	中堅企業の創設は、新たな制度設計であり、検討に時間を要するところ、今次公示からは除外することとしました。いつから開始されるかは現時点では明確に定まっていません。
全体	11	ヒアリングがあるとのことだが事前アポに基づく正式なものなのかそれとも電話での聞き取りなのか？	すべての企業が対象となるわけではなく、企画書のわかりにくい箇所や疑問点に関して JICA 側の担当者が企業側とアポを取って 30 分程度ヒアリングを実施することがあります。
全体	12	今回（2017 年度第 1 回中小企業海外展開支援事業）に応募し、採択に至らなかった場合、同内容で、再度精査見直しを行い第 2 回に再提出を行った際、不利になることはあるか？	ありません。
全体	13	A 国で案件化調査を終了し、現在、A 国で普及・実証事業を実施中である製品について、これを B 国の状況に合わ	同時期の応募でなければ、既存中小企業海外展開支援事業を実施中であっても、別事業への応募は可能です。ただし、契約期間の重複はできませんので、

		せて改良し、B国の開発課題に対応するための事業展開を考えている。別の国での改良した製品の事業展開について、案件化調査に応募することは可能か？また、現在、普及・実証事業を実施していることがネガティブな評価に繋がるか？	既存実施事業の契約期間と応募事業の契約時期が重複しないことが前提となります。なお、既存事業を実施しているという事実が別事業の審査でマイナスにつながることはありません。
全体	14	基礎調査で採択された後、次のステップとして案件化調査に応募は可能か？	可能です。
全体	15	提案製品・技術や国が異なる場合であれば、提案法人が同時期に募集されるJICA事業に応募できるのか？	2017年度第1回公示より、提案製品・技術や国が異なる場合であっても、提案法人が同時期に募集されるJICA事業（詳細は募集要項の「本制度の対象外となる案件」を参照）に重複して提案した場合は、重複応募とみなし無効となります。
資格要件・提案要件			
資格要件	16	医療機関には参加資格はないのか？	募集要項にも記載のとおり、応募できるのは日本の法律に基づき設立された日本登記法人である中小企業と5つの中小企業団体のみです。以上のカテゴリーに入らない場合は別スキームをご検討願います。
資格要件	17	小額の出資であっても、提案法人と資本関係のある者は外部人材として認められないのか？	提案企業と外部人材間において実質的支配関係にあるか等、両者の関係性につき確認し、契約交渉時に個別に協議の上、判断します。
資格要件	18	コンサルタント（中小企業）でも中小企業の資格要件に適合していれば応募は可能か？	コンサルタントでも中小企業の資格要件を満たし、自社の製品・技術・サービスに基づいたビジネスプランを有していれば応募は可能です。
資格要件	19	募集要項によると、「参加資格要件は資本金三億円以下ならびに三百人以下の会社」との記載があるが、「ならびに」は「OR」か「AND（かつ）」のどちらの意味か？	「OR」です。どちらかの条件を満たしていれば資格要件を満たしたものとなります。
重複応募	20	「提案法人（共同企業体を構成する場合は代表）が、同時期に募集される下記 JICA 事業に重複して提案すること。」と説明があるが、「同様の事業でなければ、他スキームに応募可能」とあると、過去に説明を受けたことがある。同様の理解でよいのか？	2017年度第1回公示に関しては、「提案法人（共同企業体を構成する場合は代表）が、同時期に募集される下記 JICA 事業に重複して提案すること。」が正となります。
重複応募	21	JICA 以外の別プログラムで、自社製品を使った補助金事業を実施したことがある。同じ製品で案件化調査に申請することは可能か？	当該プログラムの詳細を当機構にて確認の上、調査・事業内容等が客観的に異なると判断される場合には、本事業の対象となります。
重複応募	22	【案件化調査】 案件化調査を実施し、（普及・実証事業に応募することを想定し）カウンターパートを選定したが、同国の機構改革変化により、再度案件化調査を実施する必要が生じた。ついては、同じ国を対象として再度、案件化調査に応募することは可能か。	制度上は、制約は設定していませんが、その必要性、妥当性等その詳細を確認することとなります。
民間企業の製品・技術の活	23	「民間企業の製品・技術の活用が期待される課題」に関し、提案内容が掲載されている対象国と課題に合致しな	以下 Web ページで公開している「民間企業の製品・技術の活用が期待される課題」に合致すると判断される場合は企画書で明示ください。

用が期待される課題		ければ、「民間企業の製品・技術の活用が期待される課題」に合致していると思えないという理解か？	<a href="https://www.jica.go.jp/sme_support/reference/subjects.html">https://www.jica.go.jp/sme_support/reference/subjects.html</a> 同課題に合致しているかどうかについては当機構で判断させていただきます。
提出書類・企画書等			
組合員（構成）名簿	24	弊社が商工会議所会員、中手企業同友会全国協議会会員などの経済団体に所属しているが、その場合は、組合員（構成）名簿の提出は必要か？	不要です。提案法人が中小企業団体の場合のみ組合員（構成）名簿をご提出ください。
調査実施国・調査実施国政府関係機関関連			
調査実施国政府関係機関	25	調査実施国政府関係機関の情報ほどの程度必要か？企画書への記載は機関名のみでも良いのか？	想定する調査実施国政府関係機関名を記載するのみで良いが、具体的に話が進んでいる場合は記載ください。
調査実施国政府関係機関	26	カウンターパートは複数挙げても良いのか？	可能ですが、複数挙げる際には、各機関の役割等を整理する必要があります。
調査実施国	27	調査上の関係から二国間にまたがる活動は可能か？	原則、1カ国となります。案件内容によって、どうしても複数国でないと調査が出来ない場合は、なぜ複数国で調査を実施する必要があるのかを企画書で説明頂き、その必要性を検討し、その可否を判断します。
調査内容（分野、調査期間・実施体制・人材配置等）			
開発課題	28	国別開発方針は合致しているが、民間技術の期待される課題に該当するものがないが応募は可能か？	可能です。「民間企業の製品・技術の活用が期待される課題」は、あくまでも推奨される分野ですので、該当していなくても応募可能です。
人員配置	29	調査途中での要員の変更は可能か？	応募時の人員で調査することが原則です。特に業務主任者、チーフアドバイザーは選定にかかわる評価対象者であるため、基本的には変更不可です。（やむを得ない場合はご相談ください。）
人員配置	30	資金調達先として、銀行ではなく、エクイティーファイナンスの活用を検討している。金融の専門家を起用したいと思っているが経費の計上はできるのか？	外部人材に含むことが可能です。
人員配置	31	経理積算ガイドライン「表2」によれば、チーフアドバイザーは2号あるいは3号となりますが、4号程度の人員を2名程度外部人材として参団させる場合、チーフアドバイザーはどのように設定すればよいのか？	外部人材を活用する場合は、提案企業以外に所属する業務従事者の中からチーフアドバイザーを指定してください。また、チーフアドバイザーの格付は2号または3号である必要はなく、実際の業務の内容・難易度に基づき設定してください。
調査期間	32	【案件化調査】 農業案件では、季節的なタイミングにより活動ができない期間が想定される。案件化調査の事業期間は数ヶ月～1年と記載されているが、企画書提出時にこの期間を超えた1年4ヶ月～6ヶ月と記載することに問題はないか？	企画書提出時には一年程度でご提案いただき、採択後に相談させていただきます。
調査期間	33	全体スケジュールにおいて、事業開始は2017年7月以降とありますが、企画書で提案する事業実施予定期間は	7月以降、調査開始が適当な時期をご提案いただけるようお願いいたします。

		7月開始と記載するのか？例えば、当該地域の気候（雨季や乾季）や年度初め等に合わせて7月以降（9月、10月頃等）を開始時期と提案することは可能か？	
企画書	34	事業内容によっては、記載例にあるような事業会社設立が必要でない場合もあるが、事業化について、JICAにおいて定める定義があるか？	JICAが定めた事業化の定義はありません。
経理関連（予算・見積り等）			
支払	35	前払い、部分払いの認可条件は何か？	前払い、部分払とも、基本的には可能であることを『契約約款』に定めています。 前払いは、金融機関の保証を条件として、契約金額の40%まで可能です。 部分払いは、契約に定めた中間成果品の提出および検査合格を条件として、その提出までに支出したとみなせる経費を、その90%迄を上限に、請求できます。 詳細は、募集要項とともに公開した『業務委託契約書サンプル』中の「附属書Ⅰ 業務委託契約約款」第16条及び第17条の記載等を御確認ください。
前払い	36	前払いの必要書類に金融機関の保証書とあるが、これはどのようなものか？	JICAは、原則、後払いを行っておりますが例外として「前払い（契約金額の40%まで）」を行う場合は、金融機関等に支払額の保証をしてもらう必要があります。提出を受ける「保証書」には、JICAが定めた書式はありませんが各金融機関にお問合せ願います。
見積り	37	人件費の基準月額、募集要項に記載ある2016年度のもの、JICAホームページに2017年4月以降締結契約に適用する旨の説明ある2017年度のもの、どちらを使用するのか？	2016年度版です。
見積り	38	滋賀県北部に位置する企業である。渡航時に関空を使うか中部空港を使うかは微妙なところである。関空で申請してあとから中部空港に変更してもよいのか？	HPで提示している経理処理（積算）ガイドラインに滋賀県の企業は関空使用と定義しています。ただし、中部空港の方が安い早いという場合は、契約交渉で個別に確認します。
見積り	39	JICA事業であれば機材を輸送する際に免税になると認識しているが、もし関税が課税される場合は、見積書に積算しなければいけないのか？	本事業は、課税されることを基本とします。ですので、関税分の経費が不足することがないように当該経費を計上することを原則とします。
見積り	40	航空賃について、経由便（遅い）で安くなる場合と直行便（早い）で高くなる場合には、どちらを選択すればよいのか？	基本原則は、経済路線を選択していただきます。しかし、さまざまな条件（経由地での乗り継ぎ等旅行日数が嵩む）により、多少高い直行便の方がメリットがあると確認されれば、直行便を選択いただくこともあります。
見積り	41	経験年数の計算は企画書提出時の3月31日末時点（2016年度末時点）の年数で積算することになるのか？	起算日は公示日（今回公示分であれば2017年3月8日）です。
見積り	42	「業務経験年数2年以下の人材活用は認められない。」との規定は外部人材のみに適用される規則と理解してよいのか？	委託業務に従事する人員であり専門的知見の保有を想定するところ、提案法人人材、外部人材ともに適用されます。 ただし、学卒後年数は短いですが経験は豊富に有する、といった場合は、その旨を企画書にて御説明くださ

			い。契約交渉のうでこれを認める場合もあります。
見積り	43	【案件化調査】 輸送費に関し、薬剤などは、消耗品とみなされ片道輸送費が計上可能という理解でよいか？ 1 製品あたりの上限金額等、消耗品の定義があるか？	消耗品は、1 回限りの使用で消耗する物品で、提案製品そのものないしは提案製品と組み合わせて一つの機能を発揮する物品を想定しています。当該製品が消耗品にあたるか否かは、契約交渉で個別に確認します。
見積り	44	【案件化調査】 FAQ の回答では「案件化調査時に現地に輸送した機材を調査地に残しておきたい場合、自社負担で持ち込むのであれば可能」と記載されている。現地に輸送した機材を調査終了後現地に残す場合、輸送費は片道のみの計上となることはあるか？また、消耗品の輸送についてはどのように考えれば良いか？	現地に輸送した機材（消耗品以外）を残しておきたい場合、自社負担での持ち込みなら可となります。消耗品であれば、現地調査中に消耗するため、現在に残すことにはならず、その場合、輸送費は片道計上となります。
見積り	45	【案件化調査】 ①機材及び消耗品を別送し、そのまま現地に据付、残してきた場合（輸送費は自社負担）でも 5,000 万円上限枠での申請が可能か。 ②機材及び消耗品を別送するのではなく携行する場合（エクスレス対応）でも、5,000 万円上限枠での申請が可能か。	輸送費が計上された場合のみ上限額 5,000 万円となります。消耗品の輸送を片道計上いただいた場合、上限額は 5,000 万円となりますが、消耗品も含め、機材の輸送費が計上されない場合は上限額 3,000 万円となります。 なお、上記は、別送、携行どちらの場合においても同様です。
見積り	46	同一のコンサル会社から複数名の外部人材が参画する場合の見積もり方法はどうすれば良いのか？	格付が異なるため、一人一人の格付により計上ください。
見積り	47	見積書で適切な費目が計上されていないことで不採択となることはあるか？	直接的不採択の理由にはなりません。ただし経費の上限を超えるものは不可です。
計上可否	48	【案件化調査】 機材を持ち帰る場合のみ輸送費を計上可能とあるが、現地で機材を据え付ける場合、自社負担ならば機材の持ち込みは可能か？	自社負担であれば可能です。
計上可否	49	【案件化調査】 輸送にかかる関税は計上できるが、VAT は持ち帰るものと据え付けるときには金額が異なるが、据付の場合でも計上可能か？	国によって税率や品目が異なるが、必要な経費は計上してください。
計上可否	50	見積と実際に使用した経費の相違があっても支払い対象になるのか？	見積書に基づき契約交渉を経て合意された金額が契約金額となり、この金額による業務の遂行および支出が基本となります。 ただし、業務の状況により、やむを得ず契約と相違ある支出を行なった場合は、契約管理ガイドライン等に認められた範囲において、精算支払の対象となります。

計上可否	51	現地在住の外部人材を日本に呼んで打ち合わせをする場合、現地と日本の往復航空賃は計上できるか？	契約交渉でその必要性が認められれば計上可能となります。
計上可否	52	提案法人の人件費は 3 スキーム全てで計上不可か。旅費については、計上可能か？	提案法人の人件費は、3 スキーム全てで計上できませんが旅費は計上できます。
計上可否	53	現地庸人費として、フィールド調査において現地行政機関の同行が必須とされている場合、現地行政官への日当・宿泊費は本費目の対象となるか？	対象外です。
計上可否	54	【案件化調査】 サンプル品を、現地へ輸出入する際、契約履行保証金(Performance Bond)が必要になります。通常日本戻し時に返金されますが、返金されない場合があります。契約履行保証金を計上することは可能か？なお、返金された場合は、請求対象から除きます。	契約履行保証金の多寡、返金されない確度等のもよるため、契約交渉時に個別に確認させていただきます。
計上可否	55	海外居住者である外部人材を本邦に招聘した場合、航空運賃、日当、宿泊費、国内の旅費（電車等）は計上可能か？	提案企業と外部人材との打ち合わせの場合は、原則計上不可です。
計上可否	56	人的ソフトのような知財的なものを計上することはできるか？	外部人材の人件費として計上可能です。
計上可否	57	現地で合弁会社を設立した場合、それにかかる雇用経費は計上できるか？	契約の調査、事業の中で備上する経費は計上可能ですが、それ以外は計上できません。
本邦受入活動	58	【案件化調査】 本邦受入活動業務費の費目に大学教授等の講師の謝金計上は含まれないのか？	直接費としては計上できません。管理費で支出ください。
本邦受入活動	59	【案件化調査】 本邦受入活動の航空券は原則エコノミーとあるが、大臣クラスはどうなるのか？	局長クラス以上の場合はビジネスクラスでの計上を可能とする場合がありますので、企画書にて御説明ください。契約交渉で適切と判断されれば、ビジネスクラスも可です。
本邦受入活動	60	【案件化調査】 業務費は 21 日目から単価が変わることであるが、20 日間×2 回実施した場合はどうなるのか？	75,500 円/日 X20 日を 2 回分計上となります。その為 21 日目からの単価は適用されません。
本邦受入活動	61	【案件化調査】 本邦受入におけるエコノミークラスの使用人数に制限はあるのか？	制限はありません。但し、受入人数の妥当性は採択後に契約交渉時に個別に協議の上、判断します。
本邦受入活動	62	【案件化調査】 本邦受入活動参加者の宿泊費、日当を本邦受入活動業務費 75,500 円/日から支払うという理解でよいか？	講師謝金や日当・宿泊料は含まれません。
本邦受入活動	63	【案件化調査】 「小額交通費」の金額定義をご教示下さい。現地視察で地方視察を想定しているが、この際の国内交通費計上は可能か？また、通訳の国内交通費、宿泊計上は可能か？	本邦受入活動業務費の中から少額交通費、関係者の交通費、宿泊費も含め、必要な経費を支出いただきます。